

議案第 21 号

苫小牧市個人情報保護条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 17 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市個人情報保護条例の一部を改正する条例

苫小牧市個人情報保護条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 5 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項」に改める。

第 45 条第 1 号中「第 52 条第 1 項」を「第 52 条各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

-----  
理 由

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、同法による個人情報に関する規律が個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、条例で引用している法律の条項に移動がある等のため、関係規定を整備する。

議案第 22 号

苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 17 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 17 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「2 年」を「3 年」に改める。

第 15 条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

-----  
理 由

情報公開・個人情報保護審査会の委員の任期を延長する等のため、関係規定を整備する。

議案第 23 号

苫小牧市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 17 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 1 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

-----  
理 由

非常勤職員が部分休業を取得する要件を緩和するため、関係規定を整備する。

議案第 24 号

苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 17 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 号選挙長の項中「選挙長」の次に「、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人」を加え、「日額 17,500 円」を「日額 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）第 14 条第 1 項各号に掲げる職名の区分に応じ、当該各号に掲げる額」に改め、同表投票管理者、開票管理者の項及び選挙立会人、投票立会人、開票立会人の項を削り、同表障害支援区分認定等審査会委員、介護認定審査会委員の項中「、介護認定審査会委員」を「及び介護認定審査会委員」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 選挙長、開票管理者、開票立会人又は選挙立会人の職務が、開票を開始した日からその翌日まで引き続いた場合は、当該職務は当該開票を開始した日の職務とみなす。

2 投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人又は期日前投票所の投票立会人（以下「投票管理者又は投票立会人」という。）が、開設時間に満たない時間で職務に従事した場合における投票管理者又は投票立会人の報酬額については、この表に規定する報酬額に、当該職務に従事した時間（30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときはこれを切り捨てた時間）を開設時間（期日前投票所が2以上あるときは、当該期日前投票所のうち最も長い開設時間）で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

理 由

選挙長等の報酬額を改定するため、関係規定を整備する。

議案第 25 号

苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 17 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 (2) の表死傷病人取扱手当の項の次に次のように加える。

分べん介 助手当	分べん介助に従 事した助産師	取扱い 1 件（多胎分べんに係る分べん介助は、 1 児につき 1 件とする。）につき 2, 0 0 0 円
-------------	-------------------	---

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

分べん介助に従事する助産師に対し、分べん介助手当を支給するため、関係規定を整備する。

議案第 26 号

苫小牧市民活動センター条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 17 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市民活動センター条例の一部を改正する条例

苫小牧市民活動センター条例（平成 6 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 (1)の表研修室 C、研修室 D、講習室、会議室 1、会議室 2 の項中「、研修室 D」を削り、同表研修室 A の項中「800 円」を「450 円」に、「900 円」を「500 円」に、「1,000 円」を「550 円」に、「2,300 円」を「1,270 円」に改め、別表 2 (5)の表茶道具の項の次に次のように加える。

ポータブルマイク	1 式	500 円
DVD プレーヤー	1 台	500 円

別表 2 (5)の表オーバーヘッドプロジェクターの項中「オーバーヘッドプロジェクター」を「プロジェクター」に改め、同表カセットテープレコーダーの項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市民活動センター条例別表 2 の規定は、この

条例の施行の日以後の使用許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

---

理 由

市民活動センターの施設構成を見直し、その使用料の額を改定する等のため、関係規定を整備する。



議案第 27 号

苫小牧市企業立地振興条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 17 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市企業立地振興条例の一部を改正する条例

苫小牧市企業立地振興条例（昭和 59 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

-----  
理 由

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正に伴い、条例で引用している同法の題名を変更する等のため、関係規定を整備する。

議案第28号

苫小牧市営住宅管理条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和4年2月17日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市営住宅管理条例の一部を改正する条例

苫小牧市営住宅管理条例（平成9年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削り、同条第4号中「、改良住宅及び単身者住宅」を「及び改良住宅」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第7号を削る。

第23条第1項中「（単身者住宅を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

市営住宅の整備に伴い、単身者住宅を廃止するため、関係規定を整備する。

議案第 29 号

苫小牧市消防団条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 17 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市消防団条例の一部を改正する条例

苫小牧市消防団条例（昭和 26 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「召集」を「招集」に改め、同条第 2 項中「、その他の災害」を「又は地震等の災害」に改める。

第 11 条第 1 項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第 2 項中「報酬」を「年額報酬」に、「年額とし、別表」を「別表 1」に改め、同条第 3 項中「報酬は」を「年額報酬は」に改め、同条第 4 項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 11 条の 2 団員が水火災又は地震等の災害、警戒、訓練、予防査察等の職務に従事したときは、出動報酬を支給する。

2 出動報酬は、別表 2 に定める額とする。

第 12 条第 1 項中「3 月 21 日とする」を「別に定めるところによる」に改める。

第 13 条中「水火災」の次に「又は地震等の災害」を加え、「ため、団長又は分団長の招集に応じて出動したとき」を「職務に従事したとき」に改め、「として、出動 1 回につき 3,800 円」を削り、同条に次の 1 項を加える。



## 理 由

消防団員の年額報酬を引き上げるとともに、新たに出動報酬を創設する等のため、関係規定を整備する。

議案第30号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月17日提出

苫小牧市長 岩倉博文

整理番号	路線名	起終点	延長 m	図面
3489	新開町4丁目1号線	苫小牧市新開町4丁目6番15先 苫小牧市新開町4丁目6番47先	446.90	1
3490	新開町4丁目2号線	苫小牧市新開町4丁目6番78先 苫小牧市新開町4丁目6番72先	105.25	1
3491	新開町4丁目1条線	苫小牧市新開町4丁目6番79先 苫小牧市新開町4丁目6番64先	66.40	1
3492	新開町4丁目2条線	苫小牧市新開町4丁目6番91先 苫小牧市新開町4丁目6番87先	66.40	1
3493	拓勇東町8丁目3号線	苫小牧市拓勇東町8丁目7番35先 苫小牧市拓勇東町8丁目7番47先	162.29	2
3494	拓勇東町8丁目4号線	苫小牧市拓勇東町8丁目7番53先 苫小牧市拓勇東町8丁目7番51先	48.75	2
3495	ウトナイ北12丁目1号線	苫小牧市ウトナイ北12丁目962番40先 苫小牧市ウトナイ北12丁目962番38先	57.48	3

3496	ウトナイ北12丁目 2号線	苫小牧市ウトナイ北12丁目961番10先 苫小牧市ウトナイ北12丁目962番18先	264.52	3
3497	ウトナイ北12丁目 1号線	苫小牧市ウトナイ北12丁目962番45先 苫小牧市ウトナイ北12丁目962番18先	240.26	3
3498	ウトナイ北12丁目 2号線	苫小牧市ウトナイ北12丁目962番82先 苫小牧市ウトナイ北12丁目962番73先	218.43	3
3499	ウトナイ北12丁目 3号線	苫小牧市ウトナイ北12丁目962番74先 苫小牧市ウトナイ北12丁目962番77先	67.60	3
3500	ウトナイ北12丁目 1号自歩道	苫小牧市ウトナイ北12丁目962番7先 苫小牧市ウトナイ北12丁目962番33先	32.93	3
3501	ウトナイ北12丁目 2号自歩道	苫小牧市ウトナイ北12丁目962番11先 苫小牧市ウトナイ北12丁目962番12先	27.00	3
3502	ウトナイ北12丁目 3号自歩道	苫小牧市ウトナイ北12丁目962番86先 苫小牧市ウトナイ北12丁目962番63先	24.79	3
3503	ウトナイ北12丁目 4号自歩道	苫小牧市ウトナイ北12丁目962番53先 苫小牧市ウトナイ北12丁目962番54先	27.00	3
3504	北栄町5丁目3号線	苫小牧市北栄町5丁目3番19先 苫小牧市北栄町5丁目3番22先	83.03	4

# 市道路線認定図

北海道苫小牧  
総合経済高等学校



たくみ公園

新開町4丁目

3492

3490

3491

3489

明野西二条通

北海道立  
苫小牧高等技術  
専門学院

明野新町4丁目

縮尺 = 1/2,500

1



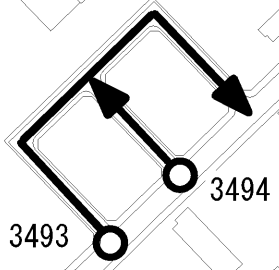
# 市道路線認定図



あけぼの町1丁目

国道36号

苫小牧ドライビングスクール



拓勇東町8丁目

拓勇東町7丁目

沼へ線田川条通

拓勇三条通

縮尺=1/2,500

2

# 市道路線認定図

